

公共工事品質確保技術者の声

その1：設計者選定審査会の委員

(HP 別掲「公共建築工事品質確保技術者の活動状況」1. ①独法その他法人の例参照)

設備改修を含む改修工事を予定している公共発注者から、設計者選定審査会の設置に関して問い合わせがあり、委員の候補として建築設備に関する知見のある品質確保技術者のリストを公共建築協会から情報提供しました。

その中から審査会委員として選定された品質確保技術者に、審査会の委員としての経験について伺いました。

公募型プロポーザル設計者選定審査会の委員の経験について紹介します。
審査会は、2025年に2回開かれ、それぞれの主な議題は次のとおり。

第1回

- ・ 審査会設置要綱（案）、審査実施要領（案）の説明
- ・ スケジュール（案）の説明
- ・ プロポーザル実施公告（案）、募集要綱（案）の説明
- ・ ヒアリング実施要領（案）の説明 等

第2回

- ・ 参加表明書審査 集計結果報告
- ・ 技術提案書の審査結果 集計報告
- ・ ヒアリング実施要領及びヒアリング項目の確認
- ・ ヒアリングによる審査
- ・ 審査点集計・選定候補者及び次点者の決定 等

第1回の選定審査会では、設計応募者が複数社の場合にヒアリングを実施することなど、その他説明内容は妥当なものであることを確認しました。

第2回の選定審査会では、技術提案書及びヒアリングの評価について各要綱に基づき採点し、その評価結果を事務局に提出し選定候補者及び次点者を決定。公表については、各要綱に基づき行うことを確認しました。

委員委嘱の際には、職場の上司に対しても承認を依頼する手続きを踏んでもらうようお願いしました。（組織としてではなく）資格者個人として業務を担うためには、そうすることで公明正大に実施できるし、社会的な責任を負うことも自覚できます。

業務開始にあたっては、事務局から事前説明を受けることで、事務局の意図を把握することに努めました。